

消食表第 410 号

平成 29 年 9 月 1 日

国税庁課税部酒税課長 殿

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長 殿

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長

（公印省略）

「食品表示基準Q&A」の一部改正について

新たな加工食品の原料原産地表示制度を定めた食品表示基準の一部を改正する内閣府令（平成 29 年内閣府令第 43 号）が、平成 29 年 9 月 1 日に施行されました。

これに伴い、「食品表示基準Q&A」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 140 号消費者庁食品表示企画課長通知）の一部を改正しました。また、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）施行後における事業者等からの問合せを受け、食品表示基準に係る本 Q&A において明確化すべきと判断した点等についても別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。